

大隅へと「つながる」関係人口創出事業業務委託 仕様書

1 事業目的

人口減少が進行するなか、地域社会を維持・活性化させるには、交流人口の拡大や地域に多様な形で関わる関係人口の創出が有効な取組と期待されている。

管内市町においても、「関係人口」を生み出すきっかけとなるワーケーション施設の整備、ワーケーションの体験ツアーやマッチングイベントへの参加など、関係人口の構築を図ろうとする取組が進んでいる。

このような中、大都市部において大隅へのつながりを作るため、首都圏のオープンイノベーション施設、企業等との交流拠点を擁するシェアオフィス（以下、「オープンイノベーション施設等」という。）を活用し、管内市町と企業等との交流を促進することなどにより、大隅地域における関係人口の創出を図る。

2 履行期間

令和8年2月27日（金）まで

3 委託業務内容

受託者は、大隅地域管内の市町（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）職員等がオープンイノベーション施設等において、当該施設の入居企業や会員企業等に対して効果的に情報発信・イベント等が行えるよう、十分な運営体制を構築した上で、下記(1)～(2)を基本に、委託者との協議の上、全体企画、運営、実施支援・管理等を行う。

- (1) オープンイノベーション施設等でのイベント等を委託者と調整のうえ、以下のア～エの内容に沿って企画・実施すること

ア 実施回数

本業務期間中に6回程度開催すること

イ 実施場所

東京都内のオープンイノベーション施設等

ウ 実施方法

以下(ア)～(オ)の方法でイベント等を開催する。

- (ア) 契約締結後、速やかに、受託者は委託者と協議のうえ、イベント等のテーマ、日程及び内容等全体設計を行う。
- (イ) 当該イベント等の開催前に、オープンイノベーション施設等の利用方法やプレゼンテーションを効果的に実施するための手法等の説明会を開催すること。
- (ウ) 受託者はオープンイノベーション施設等に入居している企業、団

体等にイベント等を周知し，参加者を募集する。より多くの応募があるよう，効果的な募集や広報の仕方に努める。

(エ) 各イベント等を実施する際は，参加者が参加しやすいようイベント等のテーマ設定や構想，企画に対する助言等を行うこと。

(オ) イベント等の日程・内容

受託者と協議の上，委託者が決定する。

※ 具体的に以下のような内容を想定

○ 大隅地域の課題解決に関心のある企業等とのワークショップやマッチングイベント

- ・ 大隅管内の農林水産物等の物流の効率化
- ・ 都市圏に居住，進学した大隅地域出身（若年層）との意見交換会 など

○ 大隅の観光，特産品やふるさと納税等のPR

○ 大隅の特産品の試食会や商談会

※ 管内市町からの要望想定は「別紙（市町からの提案内容）」参照

(2) 追加提案

上記(1)以外に，関係人口の創出に資すると取組み等の追加提案があれば，積極的に提案すること。

なお，追加提案の効果等を踏まえ，企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合，委託者と協議の上，委託者の判断において実施する。

ただし，原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

4 業務報告書等の作成

(1) 業務着手時に提出する書類

ア 業務行程表

イ 業務計画書

(2) 業務の実施中に提出する書類

ア 打合せ記録

イ イベント等の実施報告書

(3) 業務の完了時に提出する書類（令和8年2月27日（金）まで）

ア 業務完了届

イ 業務報告書

ウ その他、業務によって得られた資料一式

※ 納入形式は原則として電子データとする。別途、印刷物の提出を求める場合がある。

5 著作権等

(1) 本件業務においては、著作権の取扱に十分注意すること。

- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。
- (4) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (6) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

6 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上、実施すること。

7 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。